

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（案）  
についての意見・情報の募集について

令和元年5月9日  
農林水産省消費・安全局

この度、本案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（案）について、広く国民の皆様からの意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

3 意見・情報の提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局植物防疫課

（3）FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-3502-3386

農林水産省消費・安全局植物防疫課

4 意見・情報の提出上の注意

- ・提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- ・提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明

記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。
- なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

## 5 意見・情報受付期間

令和元年5月9日～令和元年6月7日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

## 6 公示資料

- ガイドライン案の概要
- 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（案）